

指定作業場の 設置・変更の手引き

I	はじめに.....	1
II	指定作業場.....	2
1	指定作業場とは.....	2
2	指定作業場の届出の手続きについて.....	4
3	指定作業場に対する設置等の制限.....	6
4	届出に必要な書類等.....	7
5	指定作業場設置届出等の記載例.....	10
6	指定作業場設置後の手続きについて.....	31
7	その他の公害関係法令.....	40
III	資 料.....	41
①	業種分類表.....	41
②	有害ガス.....	42
③	有害物質.....	42
④	適正管理化学物質.....	43
⑤	特定有害物質.....	44
⑥	環境確保条例に定める規制基準 「騒音」.....	45
⑦	環境確保条例に定める規制基準 「振動」.....	47
⑧	環境確保条例に定める規制基準 「悪臭」.....	48
《参考》	その他必要手続き.....	49

東京都では、事業活動に伴って発生する環境への負荷を軽減し、公害を防止するために、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都条例第 215 号、以下、「環境確保条例」または「条例」）に基づき、指定作業場の届出（条例 89、90 条）の制度を設けています。これらの制度は、指定作業場を設置・変更する時に条例の規定に適合するかどうかを行政が審査するものです。

環境確保条例の抜粋

事業所の中でも、指定作業場は特に公害発生の可能性が大きいことから、環境確保条例では、指定作業場に規制基準が設けられています。また、指定作業場の設置又は変更の際には、あらかじめ、届出が必要になります。

（規制基準の遵守）

第 68 条 工場又は指定作業場を設置している者は、当該工場又は指定作業場から、規制基準（規制基準を定めていないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度）を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は、悪臭の発生（汚水については、地下への浸透を含む。第 74 条及び第 95 条を除き、以下同じ。）をさせてはならない。

（指定作業場の設置の届出）

第 89 条 指定作業場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項（第 1 号～7 号省略）を知事*に届け出なければならない。

- 1 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 指定作業場の名称及び所在地
- 3 指定作業場の種類及び作業の方法
- 4 建物又は施設の構造又は配置
- 5 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法
- 6 自動車の出入口が接する道路の幅員
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（指定作業場の変更の届出）

第 90 条 既に設置している指定作業場に係る前条第 3 号から第 5 号までに掲げる事項を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事*に届け出なければならない。

* 足立区内に提出する場合、あて先は足立区長になります。

Ⅱ

指定作業場

Ⅱ-1. 指定作業場とは

条例でいう指定作業場とは、下記の別表第2に掲げるものをいいます。ただし、工場に該当するものは除きます。

別表第2 指定作業場 (第2条関係)

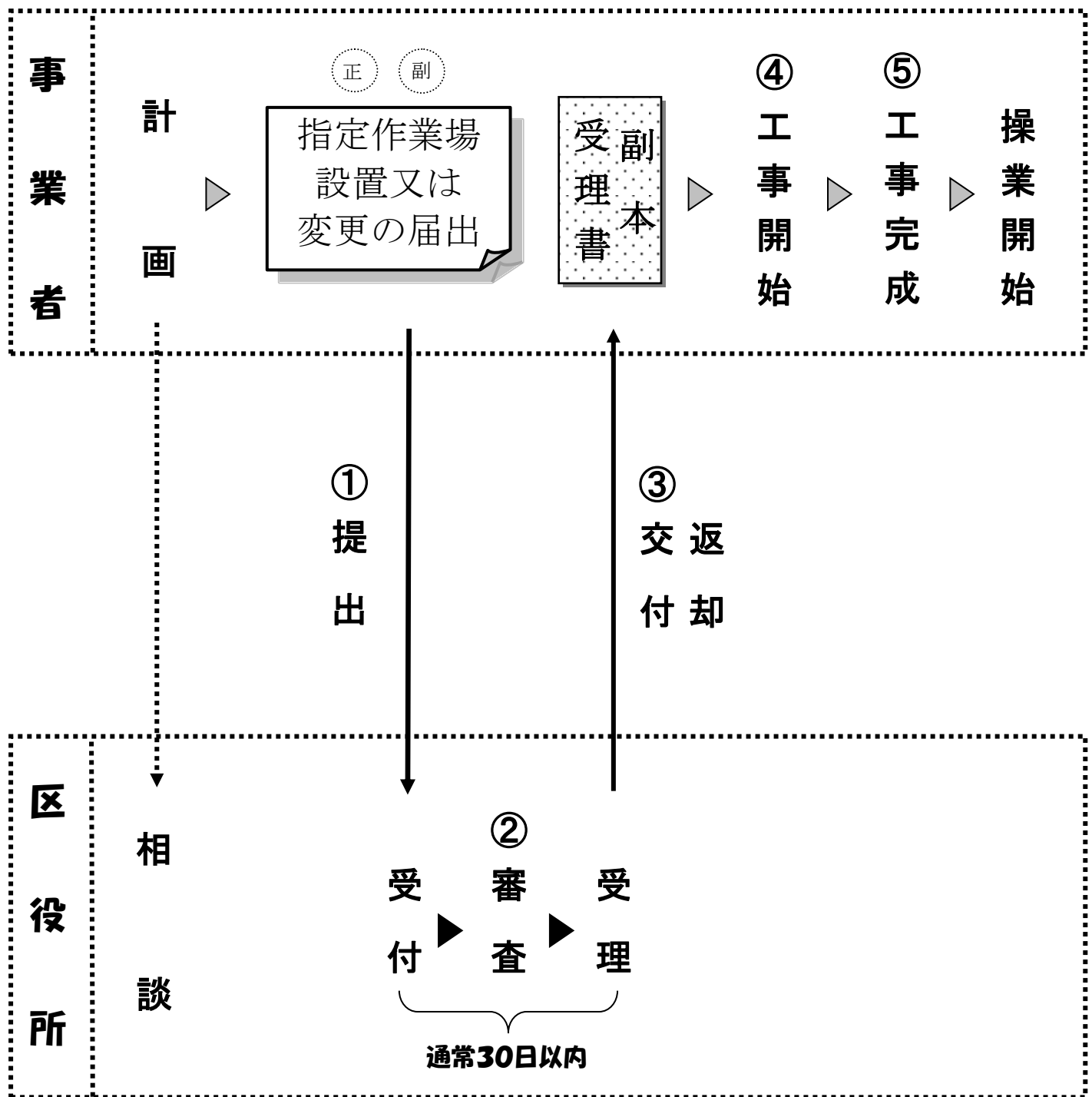
1	レディミクストコンクリート製造場 (建設工事現場に設置するものを除く。)
2	自動車駐車場 (自動車等の収容能力が20台以上のものに限る。)
3	自動車ターミナル (事業用自動車を同時に10台以上停留させることができるものに限る。)
4	ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド (一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第23号に規定する設備を有する事業所をいう。)
5	自動車洗車場 (スチムクリーナー又は原動機を用いる洗浄機を使用するものに限る。)
6	ウエスト・スクラップ処理場 (建場業(収集人から再生資源(古繊維、古綿、古紙、古毛、古瓶又は古鉄類をいう。以下この項において同じ。)を集荷する業をいう。)、消毒業(再生資源を消毒する業をいう。))及び選分加工業(再生資源を建場業を営む者、会社、官公庁、工場等から大口に集荷し、これを選分し、又は加工する業をいう。)に係るものを除く。)
7	廃棄物の積替え場所又は保管場所 (前号に掲げるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項及び第6項、第14条第1項及び第6項並びに第14条の4第1項及び第6項の規定に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するものに限る。)
8	セメントサイロ (セメント袋詰め作業が行われるものに限る。)
9	材料置場 (面積が100平方メートル以上のものに限る。)
10	死亡獣畜取扱場 (化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。)
11	と畜場
12	畜舎 (豚房の総面積が50平方メートル以上、馬房の総面積、牛房の総面積若しくはこれらの合計面積が200平方メートル以上又は鶏の飼養規模が1,000羽以上のものに限る。)
13	青写真の作成の用に供する施設を有する作業場

14	工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場
15	臭化メチル、シアン化水素、エチレンその他の有害ガスを使用する食物の燻蒸場
16	めん類製造場
17	豆腐又は煮豆製造場 (原料豆の湯煮施設を有するものに限る。)
18	砂利採取場 (砂利の洗浄のみを行うものを含む。)
19	洗濯施設を有する事業場
20	廃油処理施設を有する事業場
21	汚泥処理施設を有する事業場
22	し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が200人以下のし尿浄化槽を除く。)を有する事業場
23	工場、作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場 (次号に掲げるものを除く。)
24	下水処理場 (下水道法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。)
25	暖房用熱風炉(熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。)を有する事業場
26	ボイラー(熱源として電気若しくは廃熱のみを使用するもの並びに日本工業規格B8201及びB8203 伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が5平方メートル未満のもの(いおう化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものについては伝熱面積が10平方メートル未満のもの)を除く。)を有する事業場
27	ガスタービン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満のもの及び非常用のものを除く。)、ディーゼル機関(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。)、ガス機関(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。)、又はガソリン機関(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。)を有する事業場
28	焼却炉(火床面積が0.5平方メートル未満であって焼却能力が1時間当たり50キログラム未満のものを除く。)を有する事業場
29	冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が150平方メートルを超える公衆浴場で揚水施設を有するもの
30	水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。)、又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。))の施設のうち、浄水施設に供する沈殿施設又はろ過施設を有する事業場(これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
31	病院 (病床数300以上を有するものに限る。)
32	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査を行う事業場 (国又は地方公共団体の試験研究機関、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究機関、大学及びその附属研究機関並びに環境計量証明業に限る。)

Ⅱ-2. 指定作業場設置・変更の届出手続きについて

事業者が新しく指定作業場を設置しようとする場合又は変更が計画された場合には、事前に所定の届出をして、条例の規定に適合するかどうかを審査する届出制度により受理される必要があります。

《指定作業場設置・変更届出の流れ》



① 指定作業場設置・変更の届出

新しく指定作業場を設置しようとする場合又は、既設の指定作業場を変更する場合は、所定の届出用紙に指定作業場の内容を記載し、構造や施設の配置等の図面を添付して工事開始の**30日前**までに、区へ提出してください。

② 審 査

届出書類の内容を検討し、場所等を確認した上で、届出内容について審査します。

③ 副本返却

審査の結果、届出内容が環境確保条例の規定に適合すると認められる場合は、受理書を交付すると共に副本を返却します。

④ 指定作業場設置又は変更の工事

届出書の受理日から**30日**を経過した後に指定作業場の設置又は変更工事を開始することができます。

ただし、届出の内容が環境確保条例等の規定に適合すると認められる場合は、期間の短縮をすることができます。

工事は、届出の内容及び区の指導等を十分確認し、実施してください。

⑤ 工事完了後の確認

工事完了後、指定作業場設置又は変更工事の確認を行うことがあります。

Ⅱ-3. 指定作業場に対する設置等の制限



●自動車出入口の制限（条例第79条）

次に掲げる指定作業場の自動車の出入口は、原則として、幅員 12 メートル以上の道路に接しなければなりません。

1. レディミクストコンクリート工場
2. アスファルトコンクリート工場
3. ガソリンスタンドであって、石油類の貯蔵能力が 5 万リットル以上のもの
4. 液化石油ガススタンドであって、液化石油ガスの貯蔵能力が 35 トン以上のもの
5. 面積が 1,000 平方メートル以上の材料置場
6. 自動車ターミナル

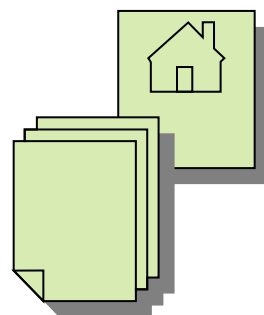
●へい等の設置（条例第77条）

指定作業場は、環境確保条例第 68 条第 1 項に規定する規制基準（資料⑥⑦⑧参照）が適用されない一時的な作業等に伴って発生する騒音、振動又は粉じんを防止するために必要なへいその他の設備を設けなければなりません。

Ⅱ-4. 届出に必要な書類等（正本と写し各一部を提出）

● 指定作業場届出に必要な書類及び図面

- 1 指定作業場設置・変更届出書(第16号様式)
- 2 別紙(指定作業場の種類に該当する様式(別紙1から別紙12のうち該当するものを提出))
- 3 案内図(周囲50メートル内外が把握できるもの)※地図の著作権について確認してください
- 4 敷地内建物の配置図(給排水系統図を含む)
- 5 使用施設の平面図(配置図)
- 6 構造図・立面図
- 7 その他(提出の指示のあったもの)



備考

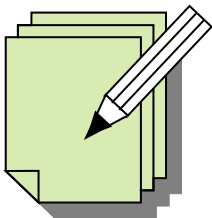
- 1 上記の書類のうち、**1** 及び **2** については、指定の用紙があります。必要な用紙はp.8～9の **別紙の一例** を参照してください。
- 2 **3 ～ 7** については、特定の様式はありません。(p.28～30 参照)
- 3 複数の種類の指定作業場に該当している場合は、**2** の別紙を種類ごとに記載してください。
- 4 区への提出は2部（正本用と副本用）になりますが、書類の修正が必要になる場合があるので、お手元に1部ご用意いただくことをおすすめいたします。

別紙の一例

指 作 業 場 種 類 別表第2	別紙No.	別 紙 の タ イ ト ル
1 レディミクストコンクリート製造場 8 セメントサイロ	別紙 1	レディミクストコンクリート製造場又はセメントサイロ
2 自動車駐車場 3 自動車ターミナル 4 ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド 5 自動車洗車場	別紙 2	自動車駐車場 自動車ターミナル ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、 天然ガススタンド 自動車洗車場
6 ウエスト・スクラップ処理場 （建場業、消毒業及び選分加工業は除く） 7 廃棄物の積替え場所又は保管場所 9 材料置場	別紙 3	廃棄物の積替え場所又は保管場所 ウエスト・スクラップ処理場 材料置場
10 死亡獣畜取扱場 11 と畜場 12 畜舎	別紙 4	死亡獣畜取扱場、と畜場又は畜舎
13 青写真の作成の用に供する施設を有する作業場 14 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場	別紙 5	青写真又は工業用材料薬品小分けの作業場
15 臭化メチル、シアン化水素、エチレンその他の有害ガス を使用する食物の燻蒸場	別紙 6	食物の燻蒸場
16 めん類製造場 17 豆腐又は煮豆製造場 18 砂利採取場 19 洗濯施設を有する事業場	別紙 7	めん類製造場、豆腐又は煮豆製造場、砂利採取場及び洗濯施設を有する事業場

20 廃油処理施設を有する事業場 21 汚泥処理施設を有する事業場 22 し尿処理施設を有する事業場 23 工場・作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場 24 下水処理場	別紙 8	廃油処理施設を有する事業場、汚泥処理施設を有する事業場、し尿処理施設を有する事業場、 工場・作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場及び下水処理場
25 暖房用熱風炉を有する事業場 26 ボイラーを有する事業場 27 ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関を有する事業場 28 焼却炉を有する事業場	別紙 9	暖房用熱風炉、ボイラー、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関又は焼却炉を有する事業場
30 水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設に供する沈殿施設又はろ過施設を有する事業場	別紙 10	浄水施設を有する事業場
31 病院 32 科学技術に関する研究、試験、検査を行う事業場	別紙 11	病院及び科学技術に関する研究、試験、検査を行う事業場
29 冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が 150 平方メートルを超える公衆浴場で揚水施設を有するもの	別紙 12	地下水揚水施設の構造等

II-5. 指定作業場設置届出書等の記載例



第16号様式（第41条関係）その1

① 指定作業場 設置届出書
変更
② 〇〇年〇〇月〇〇日
③ 足立区長

④ 住所 足立区千住〇丁目〇番〇号
氏名 株式会社あだち環境
代表取締役 足立 太郎
電話 03-〇〇〇〇-××××

⑤ （法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第89条 の規定により、関係書類を添えて、
第90条
次のとおり届け出ます。

⑥ 既設置番号等	設置番号・年月日	第 号	年 月 日
	変更事由	1 指定作業場の種類	2 作業の方法
⑦ 指定作業場の名称	株式会社あだち環境 あだち倉庫		
⑧ 指定作業場の所在地	足立区中央本町一丁目〇番〇号 電話 03-〇〇〇〇-××××		
⑨ 指定作業場の種類	7 廃棄物の積替え場所又は保管場所 2 自動車駐車場		病院に あっては 病床数
⑩ 地 域 等	用 途 地 域		水 域
	準工業地域		公共下水道
⑪ 自動車の出入口が接する道路の幅員	8. 0m	50メートル以内の学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園所在位置	⑫ △別紙（案内図）のとおり
⑬ 作 業 時 間	10時から 18時まで（ 8時間）		
⑭ 工 事 着 工 予 定	〇〇年 〇月 〇日	⑮ 工 事 完 成 予 定	〇〇年 〇月 〇日
⑯ 従 業 員 数 （常用雇用者数）	8人 （ 15 人）	廃 止 予 定	年 月 日
⑰ 連 絡 先	所 属 技術部 氏 名 足立 花子 電話番号 〇〇〇〇-××××		
	ファクシミリ番号 電子メールアドレス		
※受付欄			

備考 1 ※の欄には、記入しないこと。
2 △印の欄には、届出書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
3 変更届として使用するときには、「指定作業場の名称」及び「指定作業場の所在地」以外の欄には、変更のある欄のみ記入すること（添付する別紙についても同じ。）。
4 「指定作業場の種類」の欄には、条例別表第2に掲げる指定作業場のうち該当するものを記入すること。
5 「用途地域」の欄には都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を、「水域」の欄には条例別表第7 4の部の付表の水域細区分の欄に掲げる水域を記入すること。
6 「診療所」は、患者の収容施設を有するものに限る。
7 変更届の場合、既設置指定作業場の受理書、及び届出書の副本を添付すること。

「第16号様式（第41条関係）その1」の記載要領

①**設置・変更** 該当しないものに2重線を引く

②**年月日** 書類の記入日を記入

③**あて先** 「足立区長」と記載

④**住所・氏名・電話番号**

住所 法人：通常は本社の所在地

個人：届出義務者の住所

氏名 法人：法人名（社名）、代表者の役職名、氏名

個人：届出義務者の氏名

電話番号 法人：本社、主たる事務所の電話番号

個人：届出義務者の電話番号

⑤**第89条・第90条** 設置は「第89条」、変更は「第90条」

⑥**既設置番号等 ※指定作業場変更届出時のみ記載**

設置番号・年月日：指定作業場の設置届における受理番号及び受理日

変更事由：該当番号を○で囲う

⑦**指定作業場の名称**

届出を行う指定作業場の名称

⑧**指定作業場の所在地・電話番号** 届出を行う指定作業場の所在地・電話番号

※住居表示により枝番まで記載

※建物の新築等で、住居表示が未定の場合は「○丁目○番」まで記載し、住居表示が決まった時点で、氏名等変更届出書を提出してください

⑨**指定作業場の種類**

別表第2 指定作業場（p. 8～9 参照）に定める指定作業場の種類を記入

⑩**地域等**

用途地域：都市計画法により定められた用途地域を記入

水域：足立区内では、公共下水道に接続している場合：「公共下水道」

接続していない場合：「荒川」

⑪**自動車の出入口が接する道路の幅員**

自動車が出入りに使用する道路が工場と接する部分の道路の幅員

⑫**50メートル以内の学校・病院等の所在位置**

学校・病院等の名称が確認できる図面を添付

図面に指定作業場の敷地境界から50メートルの位置を色ペンなどで線を引く

⑬**作業時間** 当該指定作業場の作業時間を記入

⑭**工事着工予定** 指定作業場の建設工事や設備改修に伴う工事着工予定年月日を記入

⑮**工事完成予定** 指定作業場の建設工事や設備改修に伴う工事完成予定年月日を記入

⑯**従業員数**

当該事業所で就業している正社員の総数で、事務員等も含まれる（アルバイト、パートタイム等は除く）

常用雇用者数

当該事業所で就業している正社員の総数で、事務員等も含まれる（アルバイト、パートタイム等も含む）

⑰**連絡先** 届出において書類作成を担当し、足立区とのやりとりを行う者の所属・連絡先を記入

敷 地 ・ 建 物 の 状 況	① 建物・施設の配置	△別紙（配置図）のとおり			
	② 敷地面積 (㎡)	319㎡			
	③ 棟の名称	作業棟	事務棟	駐車場	
	④ 用途	作業場	事務所	駐車場	
	⑤ 階数	1階	2階	屋外	
	⑥ 構造	鉄骨造	鉄骨造		
	⑦ 建築面積 (㎡)	155㎡	55㎡		
	⑧ 作業場面積 (㎡)	155㎡		98㎡	
主 た る 施 設 の 能 力 等	⑨ 種類				
	⑩ 公称能力				
	⑪ 動力 (kW)				
	⑫ 台数				
	⑬ 別紙番号				
	⑭ 構造・使用の方法	△別紙（2）のとおり			
⑮ 事業場で取り扱う有害ガス、有害物質又は適正管理化学物質	なし				
⑯ 作業の方法	産業廃棄物搬入⇒仕分け⇒積替え⇒搬出				
⑰ 公害防止の方法	①脱臭・消臭装置を設置する（株式会社▲■製 型式A B－C装置）。 ②作業中はシャッター・窓を閉める。 ③掃除を徹底する。 ④アイドリングストップの旨を記載した看板を設置する。				

備考 1 「建物・施設の配置」の欄及び「構造・使用の方法」の欄の別紙は、施行規則別記第16号様式の別紙のうち、該当する様式を使用すること。

2 「事業場で取り扱う有害ガス、有害物質又は化学物質」の欄には、条例別表第3、別表第4又は施行規則別表第11の各号に掲げる物質のうち事業場で取り扱っているものを記入すること。

「その2」の記載要領

敷地・建物の状況

- ①建物・施設の配置 建物、施設の配置図
②敷地面積 敷地の総面積を記入

作業場の棟別構造・面積

- ③棟の名称 指定作業場に該当する建物の名称を棟毎に記入
④用途 建物の用途を記入
⑤階数 建物の構造を記入
⑥構造 建物の構造を記入 例 木造、鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨造（S造）
⑦建築面積 棟ごとの建物の建築面積を記入
⑧作業場面積 棟ごとの建物作業場面積を記入

主たる施設の能力等

- ⑨種類 施設の種類を記入
例 ドライクリーニング : ワッシャー、脱水機、ボイラー、ドライ機 等
例 駐車場 : 機械式駐車場 等
例 ガソリンスタンド : 給油機、ペーパーリターン装置、洗車機 等
例 ガスヒートポンプ : 室外機、送風機等
⑩公称能力 当該機械施設の保有する能力を記入
⑪動力 動力（モーター用）に使用する電力を記入
⑫台数 施設の台数を記入
⑬別紙番号 各施設に番号を付け、その番号を記入
⑭構造・使用の方法 該当する「別紙1～12」のうち該当する様式を使用

⑮事業場で取り扱う有害ガス、有害物質又は化学物質

有害ガス、有害物質又は適正管理化学物質で使用（材料や製品に含有するものを含む）しているものを記入 → 資料②③④ 参照

i
安全データシート（SDS）がある場合は、添付すること。

⑯作業の方法

作業の工程の流れを記入

- 例 ドライクリーニング : 洗濯物をドライクリーニング ⇒ プレス ⇒ アイロン掛け ⇒ 包装
例 駐車場 : 自動車の入庫 ⇒ 駐車 ⇒ 出庫
例 ガソリンスタンド : ガソリン搬入 ⇒ タンク貯蔵 ⇒ 自動車等に給油
自動車の洗車
例 ガスヒートポンプ : エアコンの操作に応じて自動稼動

⑰公害防止の方法

騒音、振動、悪臭等の公害について、その対策の概要を記入

- 例 ドライクリーニング : ドライ機は密閉型を使用。廃棄物は業者による完全回収等
例 駐車場 : アイドリングストップの表示板を設置し、利用者に周知。
例 ガソリンスタンド : ペーパーリターン装置の設置等
例 ガスヒートポンプ : 排気口の消音器、防音壁設置等

別紙1

レディミクスコンクリート製造場又はセメントサイロ

施 設 番 号					
種 類 ・ 名 称 ・ 型 式					
主 要 寸 法 (m) 又 は 処 理 能 力 (t / 日)					
使用開始 (予定) 年月日					
原 材 料	種 類 別 使 用 量				
	貯 蔵 量				
粉 じ ん 装 置 の 防 止 方 法	建 物 の 概 要				
	集 じ ん 装 置	集じん装置の種類・形式			
		集 じ ん 装 置 の 効 率 (%)			
		送風機の原動機出力 (k W)			
	散 水	装 置 の 種 類 ・ 型 式			
		装置の能力 (m ³ /日)			
		運 搬 量 当 た り の 散 水 量 (ℓ / 日)			
	防じんカバーの設置状況				
	その他	方 法			
	事 業 用 自 動 車	車 種			
用 途					
積 載 量					
台 数					
一日当たりの出入回数					
敷地内建物及び施設の配置並びに自動車の通行経路図					

備考 指定作業場の種類ごとに、該当する欄のみ記入すること。

自動車駐車場
~~自動車タミナ~~
~~ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、天然ガススタンド~~
~~自動車洗車場~~

収容台数・停留台数 同時給油台数 洗車台数	総数	30台	大型車	—
			中型車	—
			小型車	乗用車25台 バイク5台
一日の出入台数	30台×2＝60台			
貨物の種類				
洗浄機の型式			原動機の定格出力	2.0kw
貯蔵タンクの基数			貯蔵総量（単位）	(kl・t・m³)
各貯蔵タンク毎の貯蔵物質名	タンクの内容積等（単位）	炭化水素系物質の排出防止設備		
		設備の有無	設備の種類	
	(kl・t・m³)	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他（ ）	
	(kl・t・m³)	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他（ ）	
	(kl・t・m³)	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他（ ）	
	(kl・t・m³)	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他（ ）	
	(kl・t・m³)	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他（ ）	
	(kl・t・m³)	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他（ ）	

敷地内建物及び施設の配置並びに自動車の通行経路図

別紙のとおり

敷地内建物及び施設の配置等を記入して下さい

- (1) 建物配置図
(2) 施設配置図(機械式駐車設備、アイドリングストップ看板の配置等が分かる図面)

駐車場設置者及び管理者は、利用者に対し、アイドリング・ストップを行うよう、看板等によって周知すること。(条例第54条)

- ◇設置場所 利用者に認識されやすい場所
◇掲示枚数 20台あたり1枚程度
◇字の大きさ 1文字5cm×5cm程度
◇掲示内容
・ 条例で義務付けられていること
・ アイドリング・ストップの実行
・ 事業場の名称・連絡先

〇〇パーキング
東京都の条例で、駐停車中のアイドリングは禁止されています。
駐停車中はエンジンを止めてください。
連絡先 03-〇〇〇〇-△△△△

- 備考 1 指定作業場の種類ごとに、該当する欄のみ記入すること。
2 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。
3 貯蔵物質が液化石油ガスの場合、「タンク内容積等」欄には重量で記入すること。

~~自動車駐車場~~
~~自動車タミナル~~
~~ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、天然ガススタンド~~
 自動車洗車場

収容台数・停留台数 ・同時給油台数 ・洗車台数	総数	給油台数4台 洗車台数1台	大型車	—
			中型車	5台
			小型車	—
一日の出入台数	約100台			
貨物の種類				
洗浄機の型式	自動車洗車機(メーカーの型)		原動機の定格出力	11.0kw
貯蔵タンクの基数	4		貯蔵総量(単位)	85 (kl・t・m³)
各貯蔵タンク毎の 貯蔵物質名	タンクの内容積等 (単位)	炭化水素系物質の排出防止設備		
		設備の有無	設備の種類	
ガソリン (レギュラー)	60 (kl・t・m³)	有・無	1	ベーパーリターン
			2	その他 ()
ガソリン (ハイオク)	10 (kl・t・m³)	有・無	1	ベーパーリターン
			2	その他 ()
灯油	5 (kl・t・m³)	有・無	1	ベーパーリターン
			2	その他 ()
軽油	10 (kl・t・m³)	有・無	1	ベーパーリターン
			2	その他 ()
	(kl・t・m³)	有・無	1	ベーパーリターン
			2	その他 ()
	(kl・t・m³)	有・無	1	ベーパーリターン
			2	その他 ()

敷地内建物及び施設の配置並びに自動車の通行経路図

別紙のとおり

敷地内建物及び施設の配置等を記入して下さい

(1) 建物配置図

(2) 施設配置図(タンクの配置、ベーパーリターン設備の配置、給油機等が分かる図面)

注1) 燃料用揮発油(ガソリン)の貯蔵施設の容量の合計が5キロリットル以上のものは、燃料用揮発油(ガソリン)の貯蔵施設に、ベーパーリターン設備又はこれらと同等以上の性能を有する設備を設置しなければならない。

注2) 燃料用揮発油(ガソリン)、灯油又は軽油のすべての貯蔵施設の容量の合計が50キロリットル以上のものは、燃料用揮発油(ガソリン)、灯油又は軽油のすべての貯蔵施設にベーパーリターン設備又はこれらと同等以上の性能を有する設備を設置しなければならない。

注3) 洗車機を設置する場合は、東京都下水道局へ下水道法に基づく特定施設の届出も必要になります。詳しくは、東京都下水道局東部第二下水道事務所へお問い合わせください。 → p.40 参照

備考 1 指定作業場の種類ごとに、該当する欄のみ記入すること。

2 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

3 貯蔵物質が液化石油ガスの場合、「タンク内容積等」欄には重量で記入すること。

廃棄物の積替え場所又は保管場所
~~ウエスト・スクラップ処理場~~
~~材 料 置 場~~

廃棄物 ウエスト・スクラップ 材 料 残 土		種 類		金属くず・がれき類・コンクリート・ ガラス・陶磁器・廃プラスチック類	
		積 み 替 え 量 (t)		5t	
		収容量又は保管量 (t)		5t	
		最大保管量 (t) ・ 最大保管高さ (m)		5t ・ 2m	
一日当たりの処理量 (t)		5t			
面 積		保管場所：50.53m ² 作業場所：100.21m ²			
粉じん等の防止方法	保管方法及び建築物の概要		廃棄物・資材ごとに分けて保管し、周辺を鋼板で囲い屋根を設置。		
	防止の方法	粉じん	敷地周辺を鋼板（約4m）にて囲う。廃棄物置場には散水栓を設け、水を散布する。 積み下ろし、積み出し終了までシートをかける。		
		騒 音	周辺を鋼板にて囲う。低騒音型の機器を使用する。 積降作業の際には十分注意する。		
		振動	積降作業の際には十分注意する。		
		悪臭	掃除を徹底する。		
		汚水	排水溝及びグリーストラップを設けて污水口へ流す。		
事業用自動車・作業用機械	車 種	トラック	ダンプ	フォークリフト	バックホウ
	積 載 量 (t)	2t	4t	1t	—
	台 数	4台	4台	1台	1台
	一日当たりの 出 入 回 数	8回	4回	場内作業用	場内作業用
敷地内建物及び施設の配置図 別紙のとおり 敷地内建物及び施設の配置等を記入してください。 (1) 建物配置図 (2) 施設配置図 車両の出庫・入庫でそれぞれ 1回と考え、出入庫があった 場合2回とする。					

備考 指定作業場の種類ごとに、該当する欄のみ記入すること。

死 亡 獣 畜 取 扱 場 、 と 畜 場 又 は 畜 舎

規 模		と 畜 場 (と殺頭羽数) 畜 舎 (飼養頭羽数) 死亡獣畜取扱場 (処理量 t / 日)		
季 節 変 動				
取 水 源 別 利 用 水 量		上水道 $\text{m}^3/\text{日}$ 工業用水道 $\text{m}^3/\text{日}$ 地下水 $\text{m}^3/\text{日}$ その他 () $\text{m}^3/\text{日}$ 計 $\text{m}^3/\text{日}$	汚水・汚物の処分方法	1 污水处理施設 2 肥料 3 大地還元 (地下浸透を含む。) 4 河川投棄 5 山林投棄 6 乾燥焼却 7 その他 ()
汚 水 の 水 質	水 量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	処理前		
		処理後		
	水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)	処理前		
		処理後		
	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/ℓ)	処理前		
		処理後		
	浮 遊 物 質 量 (mg/ℓ)	処理前		
		処理後		
汚 水 処 理 施 設	種 類			
	能 力	$\text{m}^3/\text{日}$		
	処 理 方 法	△別紙 () のとおり		
処 理 汚 泥	発 生 量	t / 月 (水分 %)		
	処 分 方 法			
参 考 事 項		飼料の種類	平均給餌量	kg / 日

備考 1 指定作業場の種類ごとに、該当する欄のみ記入すること。

2 「汚水・汚物の処分方法」欄は、該当するものを○で囲むこと。

青写真又は工業用材料薬品小分けの作業場

反応槽又は 貯蔵槽の容量 (m^3)				
材料品使用量 又は薬品取扱量 ($\text{kg} \cdot \text{kl} / \text{日}$)				
材料品又は薬品 貯蔵量 ($\text{kg} \cdot \text{kl}$)				
敷地内建物又は作業場内施設の配置図				

備考 指定作業場の種類ごとに、該当する欄のみ記入すること。

食 物 の 燻 蒸 場

燻 蒸 室 の 容 量 (m ³)			
被燻蒸食物	種 類		
	収 容 棚 数		
	季 節 変 動		
有害ガスの使用状況・排出状況	使用ガスの種類		
	使用ガスの量 (m ³ N)		
	燻蒸室の室内濃度 (mg/m ³ N)		
	最 大 排 出 量 (m ³ N/h)		
	最 大 排 出 時 間 (h)		
	通 常 時 の 排 出 量 (m ³ N/h)		
	処 理 の 方 法		
室内におけるガスの流れ系路図			

~~めん類製造場、豆腐又は煮豆製造場、
砂利採取場及び洗濯施設を有する事業場~~

施設の種類・名称・型式・ 構造・主要寸法 (m)			ワッシャー		ドライ機	
1 日 の 使 用 時 間 ・ 1 月 の 使 用 日 数			8 時 ～ 17 時 25 日 / 月		8 時 ～ 17 時 25 日 / 月	
季 節 変 動			夏期 2 割増		なし	
原材料の種類・1 日 の 使用量・使用方法			〇〇洗剤 洗浄 1 kg / 日		テトラクロロエチレン	
排 水 量 (m ³ / 日)			1. 0 m ³ / 日		0. 02 m ³ / 日	
汚 水 の 水 質	水素イオン濃度 (pH)	処 理 前				
		処 理 後				
	生物化学的 酸素要求量 (mg / ℓ)	処 理 前				
		処 理 後				
	浮 遊 物 質 量 (mg / ℓ)	処 理 前				
		処 理 後				
	その他の項目 ()	処 理 前				
		処 理 後				
汚 水 処 理 施 設	種 類			蒸留装置		
	能 力	m ³ / 日		0. 02 m ³ / 日		
	処 理 方 法	△別紙 () のとおり				
処 理 汚 泥	発 生 量					
	処 分 方 法	業者による回収処理				
参 考						

備考 「汚水の水質」欄のうちの「その他の項目」の欄には、条例別表第 7 4 の部(1)の表の(1)から(26)までに掲げる各項目、同別表 4 の部(2)イ(エ)の表の(8)から(15)まで及び(17)の項目並びに窒素含有量及び磷含有量のうち、当該指定作業場から排出されるもの全てを記入すること。また、() には、単位を記入すること。

廃油処理施設を有する事業場、汚泥処理施設を有する事業場、し尿処理施設を有する事業場、工場・作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場及び下水処理場

処理施設の事業場における施設番号											
種類・名称・型式											
使用開始(予定)年月日											
構造											
主要寸法(m)											
能力(m ³ /日)											
処理の方式											
使用薬剤	薬材名										
	用途										
	1日の使用量(kg・kℓ)										
使用状況	1日の使用時間・1月の使用日数			時～	時～						
	季節変動										
処理に係る汚水の量及び水質		処理前		処理後							
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	汚水量(m ³ /日)										
	水素イオン濃度(pH)										
	生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)										
	化学的酸素要求量(mg/ℓ)										
	浮遊物質(mg/ℓ)										
	その他の項目	()									
		()									
		()									
()											
各排水口の汚水の量及び水質											
排水口番号		汚水量(m ³ /日)	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	浮遊物質(mg/ℓ)	その他の項目				
							()	()	()	()	()
	通常										
	最大										
	通常										
	最大										
	通常										
	最大										
汚泥及び廃液	種類										
	生成量(kg/日)										
	処理方法の概要										

水質汚濁防止法、下水道法の「特定施設設置届」を提出している場合は、同じ内容を記入すること。

備考 「処理に係る汚水の量及び水質」欄及び「各排水口の汚水の量及び水質」欄中「その他の項目」の欄には、条例別表第7 4の部(1)の表の(1)から(26)までの項目、同別表 4の部(2)イ(ア)、(イ)又は(エ)の表の(8)から(15)まで及び(17)の項目並びに窒素含有量及び磷含有量のうち、当該指定作業場から排出されるものすべてを記入すること。また、()には、単位を記入すること。

~~暖房用熱風炉、ボイラー、ガスタービン、ディーゼル機関、
ガス機関、ガソリン機関又は焼却炉を有する事業場~~

施 設 番 号	2-1					
種 類 ・ 名 称 ・ 型 式	ABC-100					
設 置 年 月 日						
着 手 予 定 年 月 日	〇年△月×日					
使用開始（予定）年月日	〇年△月×日					
構 造	温水ボイラー					
規 伝熱面積又は火床面積 (m ²)	0.75					
燃 燃料の燃焼能力 (ℓ/h、mN/h)	30.0					
模 焼却能力 (kg/h)	—					
使用状況	1日の使用時間・ 1月の使用日数	0時～24時 30日/月	時～ 時 日/月	時～ 時 日/月	時～ 時 日/月	
燃 季 節 変 動	冬期は2割増					
燃 種 類	特A重油					
灰分・いおう分 (%)	0.08					
料 1日の使用量	180リットル					
廃棄物の種類・量 (t/日)	—					
ばい煙の処理の方法	—					
総排出物の量 (mN/h) ・ 温度 (℃)	—					
総排出物中の酸素濃度 (%)	—					
ばい煙の濃度	ばいじんの濃度 (g/m ³ N)	処理前	—			
		処理後 (効率:%)	—			
	いおう酸化物の濃度 (容量比ppm)	処理前	—			
		処理後 (効率:%)	—			
	窒素酸化物の濃度 (容量比ppm)	最大	処理前	—		
			処理後 (効率%)	—		
		通常	処理前	—		
			処理後 (効率%)	—		
煙 突 ・ 排 気 塔	高 さ (m)	9.6				
	頂口径 (m)	0.3				
	排出速度 (m/s)	1.2				
参 考 事 項						

敷地内建物又は室内施設の配置図

別紙のとおり

敷地内建物及び施設の配置等を記入してください

(1) 建物配置図

(2) 施設配置図(ボイラー設置の配置等が分かる図面)

- 備考 1 指定作業場の種類ごとに、該当する欄のみ記入すること。
 2 「灰分・いおう分 (%)」の欄の記入に当たっては、重量比又は容量比の別を明らかにすること。
 3 「ばい煙濃度」は、乾きガス中の濃度とする。

浄水施設を有する事業場

浄水施設の事業場における施設番号											
種類・名称・型式											
使用開始（予定）年月日											
浄水の方式											
構造											
主要寸法（m）											
能力（m ³ /日）											
原水		原水の種類		原水の種類							
		取水量 m ³ /日		取水量 m ³ /日							
消毒設備	消毒剤の種類			水質汚濁防止法、下水道法の「特定施設設置届」を提出している場合は、同じ内容を記入すること。							
	1日の使用量（kg・kl）										
その他の使用薬材	薬材名										
	用途										
1日の使用量（kg・kl）											
季節変動											
発生汚水の処理施設		△別紙（ ）のとおりに		△別紙（ ）のとおりに							
汚水の量及び水質	汚水の量及び水質	処理前		処理後		処理前		処理後			
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
		汚水量（m ³ /日）									
		水素イオン濃度（pH）									
		生物化学的酸素要求量（mg/ℓ）									
		化学的酸素要求量（mg/ℓ）									
	浮遊物質（mg/ℓ）										
	その他の項目	（ ）									
		（ ）									
		（ ）									
（ ）											
各排水口の汚水の量及び水質											
排水口番号		汚水量（m ³ /日）	水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（mg/ℓ）	化学的酸素要求量（mg/ℓ）	浮遊物質（mg/ℓ）	その他の項目				
	通常						（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
	最大										
	通常										
最大											
汚泥及び廃液	種類										
	生成量（t/日）										
	処理方法の概要										

備考 「汚水の量及び水質」欄及び「各排水口の汚水の量及び水質」欄中「その他の項目」の欄には、条例別表第7 4の部(1)の表の(1)から(26)までの項目、同別表 4の部(2)イ(エ)の表の(8)から(15)まで及び(17)の項目並びに窒素含有量及び燐含有量のうち、当該指定作業場から排出されるものすべてを記入すること。また、（ ）には、単位を記入すること。

病院及び科学技術に関する研究、試験、検査を行う事業場

汚水の発生施設の事業場における施設番号		2-5								
種 類 ・ 名 称 ・ 型 式		実験排水処理施設								
使用開始（予定）年月日		○年△月×日								
構 造		RC造り								
主 要 寸 法 (m)										
能 力 (m³/日)		10m³/日								
使用薬材	薬 材 名	別紙 11-2		薬材名、使用量一覧を添付すること。						
	用 途	実験								
	1日の使用量(kg・kℓ)									
使用状況	1日の使用時間・ 1月の使用日数	9:00時~17:00時 30日/月		施設配置図、フローチャート等を添付すること。						
	季 節 変 動	なし								
	発生汚水の処理施設	△別紙 (11-3) のとおり				△別紙 () のとおり				
汚 水 の 量 及 び 水 質										
		処理前		処理後		処理前		処理後		
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
汚 水 量 (m³ / 日)		10	10	10	10					
水素イオン濃度 (pH)										
生物化学的酸素要求量 (mg / ℓ)										
化学的酸素要求量 (mg / ℓ)										
浮 遊 物 質 量 (mg / ℓ)										
その他の項目	()									
	()									
	()									
	()									
各排水口の汚水の量及び水質										
排水口番号		汚水量 (m³/日)	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	浮遊物質量 (mg/ℓ)	その他の項目			
		()	()	()	()	()	()	()	()	()
	通常									
	最大									
	通常									
最大										
汚泥及び廃液	種 類									
	生成量 (トン/日)									
	処理方法の概要									
その他	有害ガスの種類									
	処 理 施 設	△別紙 () のとおり								

- 備考 1 「汚水の発生施設」とは、ちゅう房施設、入浴施設、洗浄施設など水質汚濁防止法施行令別表第168の2及び71の2に掲げる施設等をいう。
- 2 「汚水の量及び水質」欄及び「各排水口の汚水の量及び水質」欄中「その他の項目」の欄には、条例別表第7-4の部(1)の表の(1)から(26)までの項目、同別表-4の部(2)イ(エ)の表の(8)から(15)まで及び(17)の項目並びに窒素含有量及び磷含有量のうち、当該指定作業場から排出されるものすべてを記入すること。

地下水揚水施設の構造等

①	名 称 又 は 番 号	9
揚 水 施 設	設 置 ・ 変 更 予 定 年 月 日	○年 △月 ×日
	さ く 井 年 月 日	○年 △月 ×日
	深度(地表面下m)・側管口径(mm)	深度 1 5 0 m、 側管口径 1 0 0 mm
	ス ト レ ー ナ ー の 位 置 (地 表 面 下 m)	1 2 0m～ 1 2 6 m、 m～ m m～ m、 m～ m
②	種 類 ・ 名 称 ・ 型 式	AA-BBB型
揚 水 機	原 動 機 の 出 力 ・ 揚 水 能 力	0. 7 5 kW 2 0 ℓ/分
	吐 出 口 断 面 積	4. 9 cm ²
③	種 類 ・ 名 称 ・ 型 式	CC-DDD型
水 量 測 定 器	検 定 年 月 日	2 0 1 0年 1月
④ 地 下 水 位	計 測 方 法	検尺テープ
	静 止 水 位 、 揚 水 水 位 (地表面下m)	1 0 m 1 5 m
⑤	地 下 水 揚 水 量	5 m ³ (1日平均)
⑥	地 下 水 の 用 途	洗浄、雑用水
施設数、吐出口断面積の合計、地下水揚水量の合計		
⑦ 変 更 前	施設数、吐出口断面積の合計	本 cm ²
	地 下 水 揚 水 量 の 合 計	m ³ (1日平均)
変 更 後	施設数、吐出口断面積の合計	本 cm ²
	地 下 水 揚 水 量 の 合 計	m ³ (1日平均)
⑧	揚水施設担当者	本部長 環境よしこ
	所属、氏名、電話番号	0 3 - 0 0 0 0 - 0 0 0 0

備考 1 必要に応じ図面を添付のこと。

- ⑨ 2 複数の揚水施設の設置(変更)の場合は、地下水揚水施設の構造等について、揚水施設別に作成のこと。ただし、「施設数、吐出口断面積の合計、地下水揚水量の合計」の欄については、1枚目に記入し、2枚目以降には記入しないこと。

- 3 完成後、揚水試験を実施したときは、その報告書の写しを提出すること。

「別紙12」の記載要領

①揚水施設

- 名称又は番号 : その2「主たる施設の能力等」に記入した別紙番号又は名称を記入
設置・変更年月日 : 最新の揚水施設（揚水機、ケーシング）を変更した年月日を記入
変更がない場合は、次のさく井年月日と同じ年月日を記入
さく井年月日 : 井戸の完成年月日（井戸として使用しうる状態になったとき）を記入
深度（地表面下 m） : 地表面から井戸の側管（外部ケーシング）の底までの深さを記入
側管口径（mm） : 井戸の側管の内径を記入
ストレーナーの位置 : ストレーナーとは、井戸の側管の集水口をいう。ストレーナーの位置は、地表面からストレーナーまでの深さを記入する。ストレーナーが2ヶ所以上ある場合には、浅いものから順に、その全部を記入すること。

②揚水機

- 種類・名称・型式 : 施設の種類、名称、型式を記入 **例**水中ポンプ、（メーカー名）、ABC-123
原動機の出力・揚水能力 : 揚水機のモーターの出力、揚水能力を記入
吐出口断面積 : 揚水機本体の水が最後に通る部分の内径により計測した断面積を記入

③水量測定器

- 種類・名称・型式 : 施設の種類、名称、型式を記入 例水道メーター、（メーカー名）、ABC-123
検定年月日 : 各水量測定器に検定の有効期間（検定有効期間（8年）の終期）が表示されているので、その時から8年さかのぼった時期を記入

④地下水位

- 計測方法（計器名称） : 地下水位の測定方法（水圧式、手動式、フロート式等）並びに計器の名称を記入
静止水位 : 静止水位とは、揚水機の使用開始直前のお水面までの深さを記入
揚水水位 : 揚水水位とは、揚水機の使用中の水面までの深さを記入

⑤地下水揚水量

- 1ヶ月の揚水量を暦日数（例、1月：31日、4月：30日）で除した値を記入。1m³未満は四捨五入

⑥地下水の用途

地下水の用途を、製造工程用、冷却用、冷暖房用、水洗便所用、洗車設備用、公衆浴場用、散水用、非常用などを記入する。

⑦施設数、吐出口断面積の合計、地下水揚水量の合計

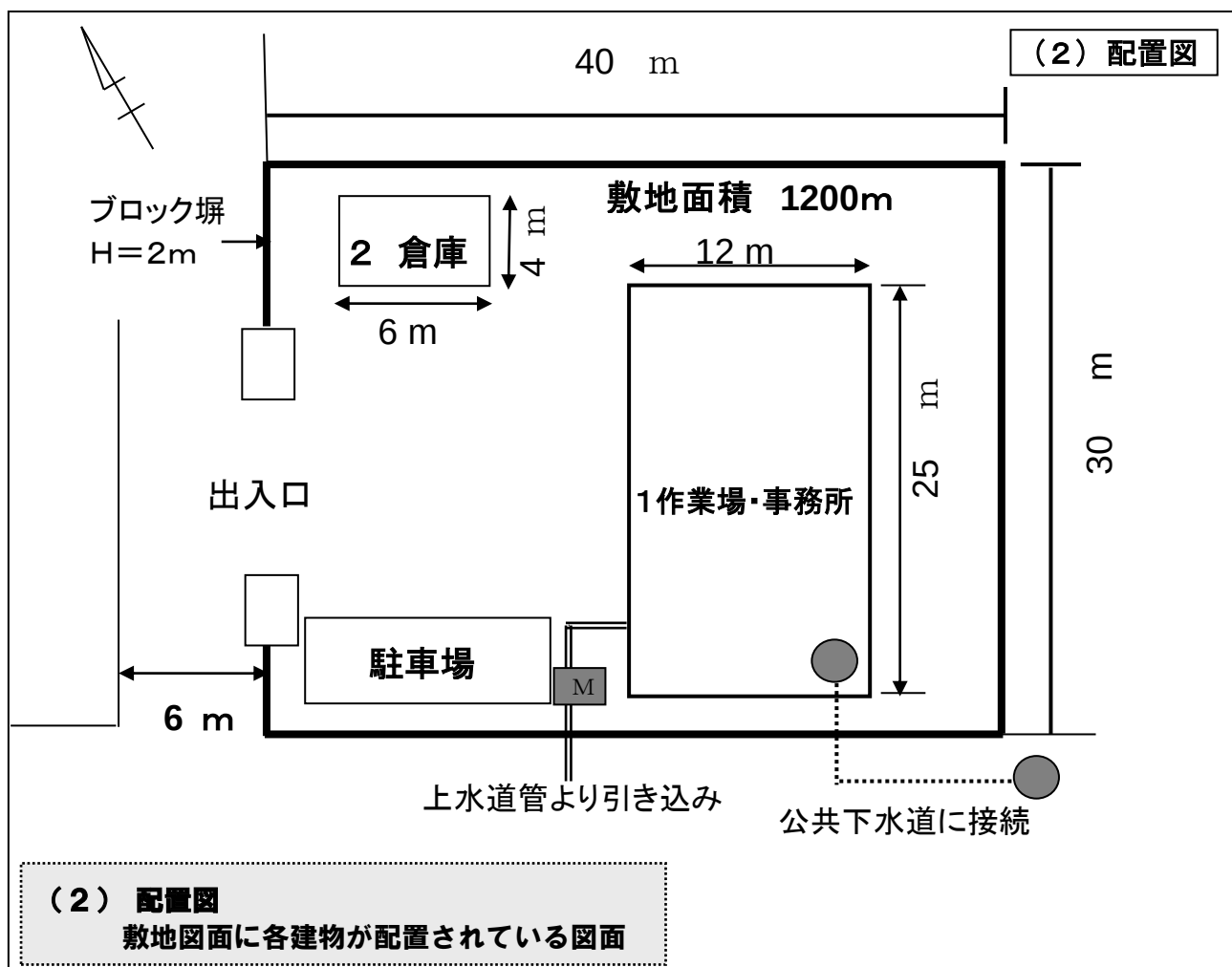
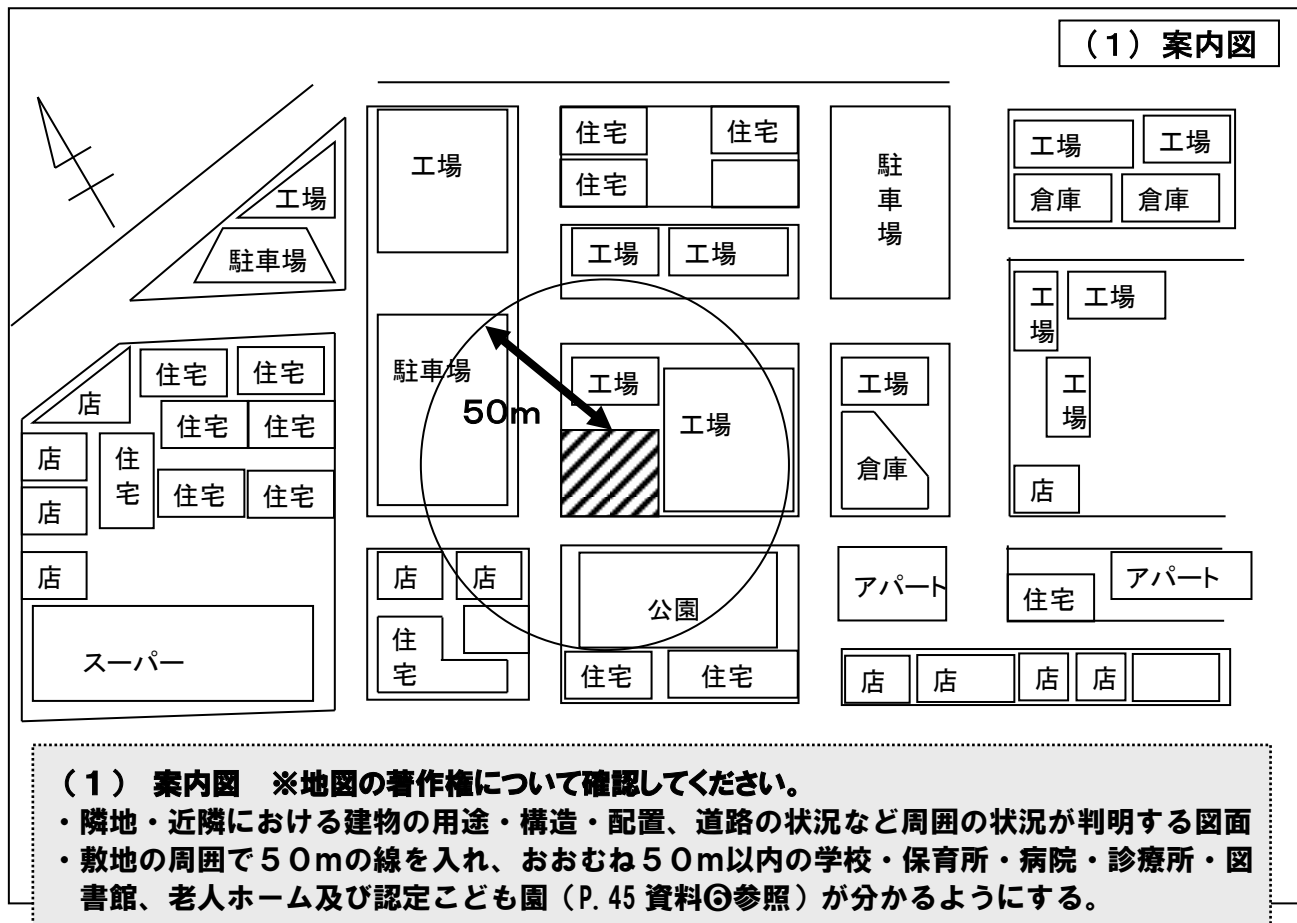
- 変更の場合は記入
揚水施設が複数ある場合は、その合計数、吐出口断面積及び地下水揚水量の合計を記入

⑧揚水施設担当者

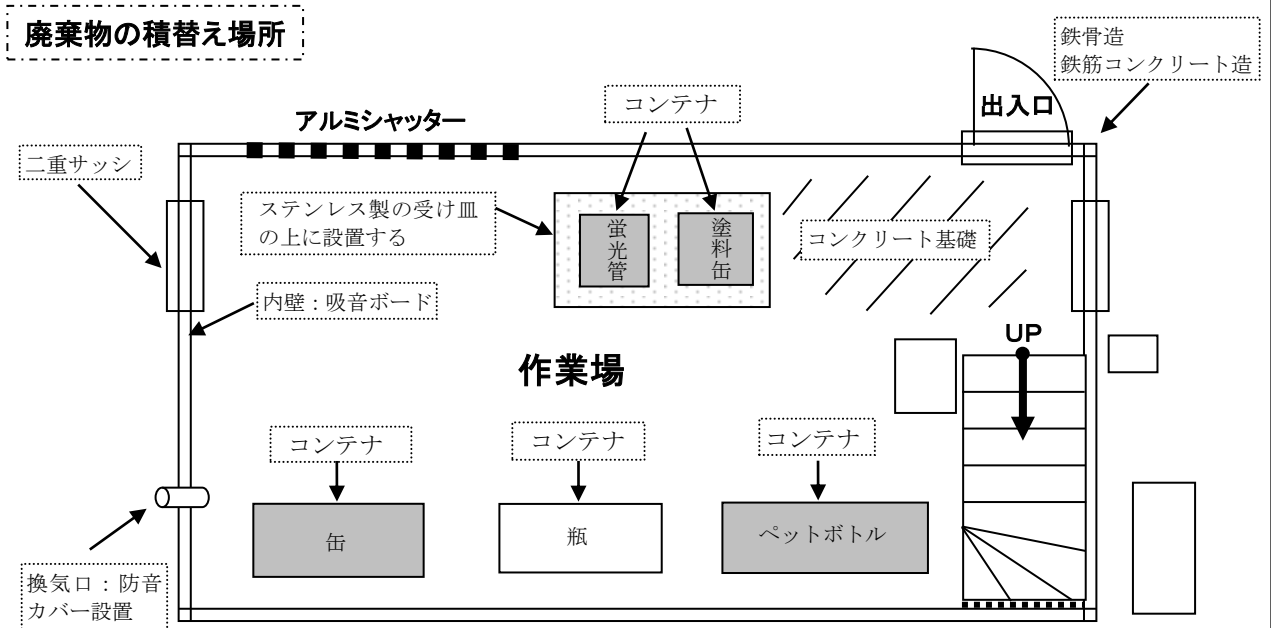
- 揚水施設担当者の所属・氏名・電話番号を記入

⑨備考 図面を添付のこと。

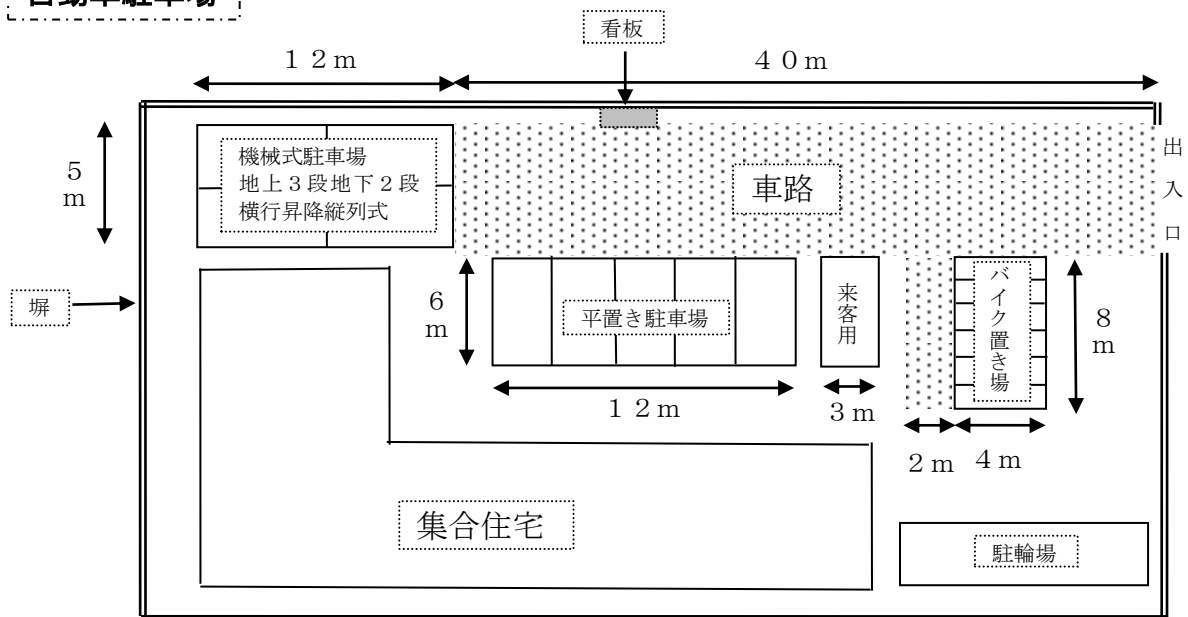
- ・井戸の構造図
- ・給水系統図
- ・揚水機のカタログ
- ・水量測定器のカタログ
- ・水位計のカタログ
- ・地質柱状図、電気検層図（さく井後提出）
- ・揚水試験を実施したときは、その報告書の写し（さく井後提出）
- ・雨水かん養計画書



(3) 平面図及び施設配置図



自動車駐車場



(3) 平面図及び施設配置図

各建物の各階平面図を用意し、以下を記入して下さい

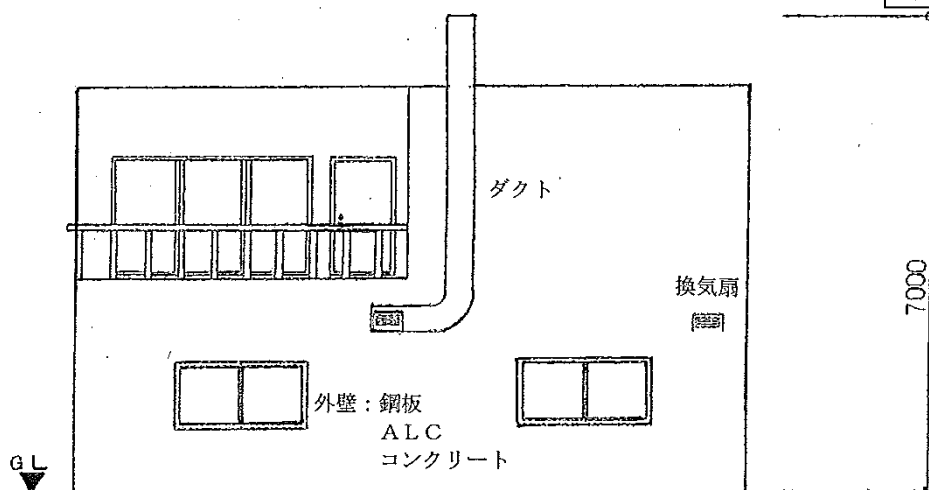
1. 事務所・作業場などの建物用途がわかるように書き込む

2. 施設や配置詳細について各階平面図に書き込む

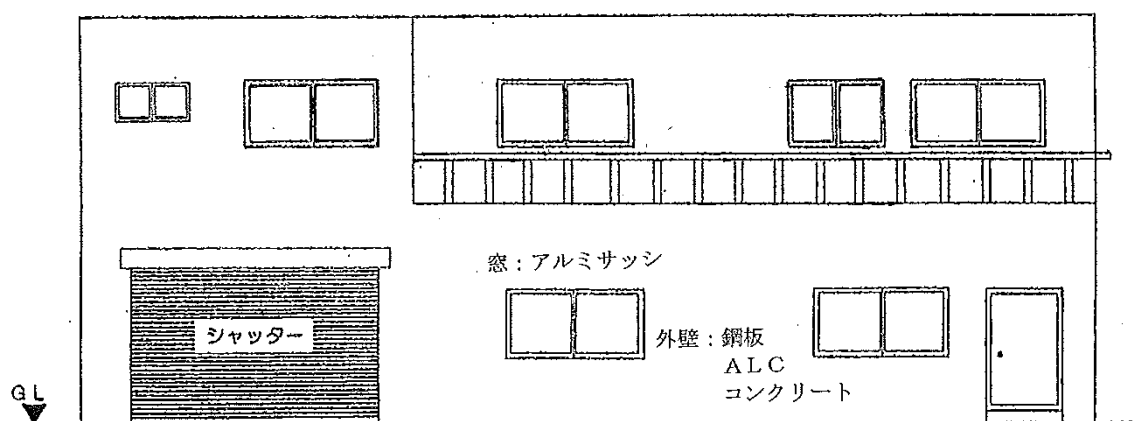
※事務所・作業場など蛍光マーカー等で図面に色分けをすること

※作業場面積が図面から算出することが可能な階別平面図を使用すること

(4) 立面図



東立面図 1 : 100



南立面図 1 : 100

(4) 東西南北からの立面図 各建物の東側、西側、南側、北側の立面図

<その他>

(5) 設備の構造がわかるパンフレット・設備図面など

(6) 必要に応じて、求積図、断面図、矩計図(かなばかり)

Ⅱ-6. 指定作業場設置後の手続きについて

指定作業場氏名等変更届出書 ※1(条例第93条)

事業者の住所や代表者氏名・指定作業場の名称や住居表示等の変更があった時は、その日から**30日以内**に届出(第13号様式)が必要です。

→ P33 参照

指定作業場承継届出書 ※2(条例第93条)

指定作業場の譲り受け、借り受け、相続、合併又は分割があった時は、その日から**30日以内**に届出(第15号様式)が必要です。承継の事実を証明する書類(登記簿本等)を添付してください。

→ P34 参照

指定作業場廃止届 ※3(条例第93条)

指定作業場を廃止した時は、その日から**30日以内**に届出(第14号様式)が必要です。その際は、「特定有害物質取扱状況届出書」を添付してください。特定有害物質の取り扱いがあった場合は、**土壤汚染状況調査**も必要です。

→ P35.36 参照

	変更内容	※1 変更届	※2 承継届	※3 廃止届
個人経営の指定作業場	指定作業場を家族や第三者に譲った場合		○	
	法人(株式会社、有限会社等)にした場合		○	
	お住まいの住所が変わった場合	○		
	指定作業場の出入口を移動したために 住居表示が変わった場合	○		
	工場をやめた場合(廃業等)			○
法人組織の指定作業場	他の法人に指定作業場を譲ったり、合併した場合		○	
	法人を解散し、個人になった場合		○	
	法人名を変更したが、法人格が変わらない場合	○		
	法人の代表者が変わった場合	○		
	事業者の所在地が変わった場合	○		
	指定作業場の出入口を移動したために 住居表示が変わった場合	○		
	工場を廃止した場合			○

指定作業場事故届等（条例第98条）

事故により人の健康や生活環境に障害を及ぼし（または及ぼすおそれのある）、ばい煙・粉じん・有害ガス・汚水・騒音・振動・悪臭を発生させた場合には、直ちに応急の措置を講じたうえで、事故届出書（第19号様式）を提出してください。事故発生日より**30日以内**に事故再発防止措置計画書（第20号様式）の提出、そして事故再発防止措置を完了後に事故再発防止措置完了届出書（第21号様式）の提出も必要になります。

→ P37 参照

地下水揚水量報告書（条例第97条）

指定作業場に井戸を設置して地下水を揚水する場合は、地下水揚水量報告書（第18号様式）により毎年揚水量を報告する必要があります。

→ P38 参照

適正管理化学物質の使用量等報告書（条例第110条）

工場または指定作業場を設置する者は、前年度に取り扱った量が**100kg以上である適正管理化学物質（資料④）**について、適正管理化学物質の使用量等報告書（第28号様式）により毎年6月末日までに報告を行う必要があります。 → P39 参照

 「化学物質適正管理届出の手引き（東京都環境局）」は、東京都環境局ホームページまたは足立区生活環境保全課窓口にあります。

化学物質管理方法書（条例第111条）

適正管理化学物質取扱事業者で、**従業員の数が21人以上**で、かつ年間に扱ういずれかの**適正管理化学物質の量が100kg以上**の事業所を設置するものは、化学物質管理方法書（第29号様式）を作成し、提出してください。なお、管理方法の変更をした時も、遅滞なく提出する必要があります。

 「化学物質適正管理届出の手引き（東京都環境局）」は、東京都環境局ホームページまたは足立区生活環境保全課窓口にあります。

土壤汚染状況調査報告書（条例第116条第1項）

有害物質取扱事業者（**資料⑥**該当施設）が、指定作業場を廃止又は主要な部分を除却しようとする時は、第116条第1項（工場等の廃止又は施設等の除却時の義務）の規定により廃止の日から**120日を経過した日又は土壤の掘削を行う日の30日前のいずれか早い日**までに報告（第32号様式）が必要です。

 「東京都土壤汚染対策指針」は、東京都環境局ホームページまたは、生活環境保全課窓口にあります。

~~工場~~
指定作業場 氏名等変更届出書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

足 立 区 長

住 所 足立区千住〇丁目〇番〇号
氏 名 株式会社 あだち環境
代表取締役 足立太郎
電 話 〇 3 - 〇 〇 〇 〇 - × × × ×

（法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

~~工場~~
指定作業場 について次のとおり変更したので、都民の健康と安全を

確保する環境に関する条例 ~~第 87 条~~ 第 93 条第 1 項において準用する同条例第 87 条
の規定により届け出ます。

認可番号・年月日	第 号 〇〇年△△月××日
工場 指定作業場 の 名 称	株式会社 あだち環境
工場 指定作業場 の 所 在 地	足立区中央本町一丁目〇番〇号 電話 03-〇〇〇〇-××××
変 更 の 内 容	名称 事業場の住居表示 代表者 事業主の所在地 その他（ ）
変 更 前	足立 一郎
変 更 後	足立 太郎
変更年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
変更の理由	代表者変更のため
※受付欄	
変更後 30日以内 に提出すること。	

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。
3 「変更の内容」欄は、該当するものを で囲むこと。

~~工場~~
指定作業場 承継届出書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

足立区長

住 所 足立区千住〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社 あだち環境
代表取締役 足立太郎

電 話 〇 3 - 〇 〇 〇 〇 - × × × ×

（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

~~工場~~
指定作業場

の認可を受けた者の地位を承継したので、

関係書類を添えて、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

~~第 88 条第 3 項~~

第 93 条第 2 項において準用する第 88 条第 3 項の規定 により、次のとおり届け出ます。

認可番号・年月日	第 号 〇〇年△△月××日
工場 指定作業場 の 名 称	株式会社 あだち環境
工場 指定作業場 の 所 在 地	足立区中央本町一丁目〇番〇号 電話 03-〇〇〇〇-××××
承継年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
被承継人	氏名又は名称 株式会社 足立商事 代表取締役 足立一郎
	住所 足立区千住〇丁目〇番〇号
承継の原因	☐ 1 譲受け ☐ 2 借受け ☐ 3 相続 ☒ 4 合併 ☐ 5 分割
※受付欄 変更後 30日以内 に提出すること。	

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。

3 「承継の原因」欄は、該当するものを ☐ で囲むこと。

4 承継の事実を証明する書類を添付すること。

~~工場~~
指定作業場 廃止届出書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

足 立 区 長

住 所 東京都足立区千住〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社 あだち環境
代表取締役 足立太郎

(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

~~工場~~
指定作業場 を廃止したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

~~第 87 条~~
第 93 条第 1 項において準用する同条例第 87 条 の規定により届け出ます。

認可番号・年月日	第 号 〇〇年△△月××日
工場 指定作業場 の名称	株式会社 あだち環境
工場 指定作業場 の所在地	東京都足立区中央本町一丁目〇番〇号
廃止年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
廃止の理由	移転のため
移転先の所在地	東京都足立区千住〇丁目〇番〇号
※受付欄	
廃止後 30日以内 に提出すること。	

実質的に操業を停止した
日付を記載する（廃止届
出書の提出日ではない）。

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。
3 「移転先の所在地」欄は、工場（指定作業場）の廃止の理由が移転である場合に、その移転予定先の所在地を記入すること。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

特定有害物質取扱状況届出書

足立区長 宛

住所 東京都足立区千住〇丁目〇番〇号

株式会社 あだち環境

氏名 代表取締役 足立太郎

(法人の場合は、名称、代表者氏名、事務所の所在地)

電話 〇3-〇〇〇〇-××××

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第116条第1項及び第9項に係る同条例施行規則別表第12の上欄に掲げる特定有害物質の取扱い状況について以下のとおり届けます。

1 事業場の名称 株式会社 あだち環境

2 事業場の所在地 足立区中央本町一丁目〇番〇号

3 業種・業態 廃棄物処理業

4 当該事業場における環境確保条例施行規則別表第12の上欄に掲げる特定有害物質の取扱状況等

物質名称	取扱	物質名称	取扱
カドミウム及びその化合物	有・無	1,1-ジクロロエチレン	有・無
シアン化合物	有・無	1,2-ジクロロエチレン	有・無
有機燐(りん)化合物	有・無	1,1,1-トリクロロエタン	有・無
鉛及びその化合物	有・無	1,1,2-トリクロロエタン	有・無
六価クロム化合物	有・無	1,3-ジクロロプロペン	有・無
砒(ひ)素及びその化合物	有・無	チウラム	有・無
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	有・無	トリクロロエチレン	有・無
ポリ塩化ビフェニル	有・無	テトラクロロエチレン	有・無
ジクロロメタン	有・無	ジクロロメタン	有・無
四塩化炭素	有・無	四塩化炭素	有・無
1,2-ジクロロエタン	有・無	塩化ビニルモノマー(別名 クロロエチレン)	有・無

全ての物質に必ず
「有」か「無」に「○」
を付ける

現在は使用していなくても、操業開始から
操業停止までの間に取り扱っていたもの
については、「有」に○をすること。

操業期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

特定有害物質取扱状況について（取り扱っていない場合はその理由を記載してください）

例）・〇〇年から××年まで〜〜〜作業を行っていた。
・〜〜〜工程において、〜〜〜に〜〜〜が含有されていた。

実質的に事業場が操業して
いた期間を記載する。

根拠資料：

受付欄、特記事項

工 場
指定作業場 事故届出書

年 月 日

足 立 区 長

**事故発生後
30日以内に
提出すること。**

住 所 東京都足立区千住〇丁目〇番〇号
氏 名 株式会社 あだち環境
代表取締役 足立太郎

（法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

工 場
指定作業場 の事故により被害が発生したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する

条例第98条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

工 場 認 可 番 号 ・ 年 月 日		第 号	年 月 日
指 定 作 業 場 設 置 届 出 年 月 日		年 月 日	
工 場（指定作業場）の名称			
工 場（指定作業場）の所在地			
被 害 発 見 者 の 住 所 ・ 氏 名			
被 害 の 内 容	発 生 日 時		
	原 因		
	被 害 者 の 住 所 ・ 氏 名		
	発 生 状 況 ・ 程 度		
被 害 防 止 の 応 急 措 置			
事 故 処 理 担 当 部 課 (夜間の連絡方法)		()	
※受付欄			

- 備考 1 ※印欄には、記入しないこと。
- 2 「被害発見者の住所・氏名」欄は、被害の発生について、工場に通知した者がある場合のみ記入すること。

地下水揚水量報告書

年 月 日

足立区長

住所 東京都足立区千住〇丁目〇番〇号
 氏名 株式会社 あだち環境
 代表取締役 足立太郎

（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 ~~第97条~~
 第135条 の規定により、地下水の
 揚水量を次のとおり報告します。

工場・指定作業場又は その他の事業場等の名称	毎年1月～12月までの使用量を翌年の 2月中旬頃までに提出すること。			
工場・指定作業場又は その他の事業場等の所在地				
業種・作業の種類				
揚水施設の数	本	揚水施設担当者所属氏名 電話番号		
地下水揚水量	△別紙（ ）のとおりに			
揚水機の出力（kW）				
年間水源別水使用量 （ m^3 ） （その割合）	地下水	上水道	工業用水道	その他 （ ）
	m^3 （ % ）	m^3 （ % ）	m^3 （ % ）	m^3 （ % ）
※受付欄		備考 1 吐出口断面積（該当に○） 6cm^2 以下 6cm^2 超～ 21cm^2 以下 21cm^2 超 2 設置年月日（該当に○） 平成13年3月31日以前設置 平成13年4月1日以降設置		

備考 ※印の欄には記入しないこと。

適正管理化学物質の使用量等報告書

年 月 日

足 立 区 長

住 所 東京都足立区千住〇丁目〇番〇号
氏 名 株式会社 あだち環境
代表取締役 足立太郎

（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第110条第1項の規定により 年度の適正管理化学物質の使用量等を次のとおり報告します。

事業所の名称			
事業所の所在地			
工場・指定作業場の別		1 工場	2 指定作業場
業 種		(産業分類番号)	
作業の種類			
従業員数	人 (年 月 日現在)	全事業所の常用雇用者数	人 (年 月 日現在)
適正管理化学物質の使用量等		△別紙のとおり	
※受付欄			
連絡先		使用量100kg／年以上の 適正管理化学物質(資料⑤)について、 4月～3月分の使用量を 翌年度の6月末日までに 毎年提出すること。	
	所 属 氏 名 電話番号 (ファクシミリ番号) (電子メールアドレス)		

- 備考 1 ※印の欄には記入しないこと。
2 「業種」欄には日本標準産業分類の中分類項目を記入すること。二以上の業種に属する事業を行う事業所にあっては、該当する全業種を記入すること。
3 「作業の種類」欄には条例別表第一に掲げる工場の種類又は別表第二に掲げる指定作業場のうち該当するものを記入すること。

Ⅱ-7. その他の公害関係法令

環境確保条例のほかに、以下のような法令の規制対象となることがあります。詳細については各法令担当課等でおたずねください。

騒音規制法・振動規制法

著しい騒音又は振動を発生するものとして法律で定められている施設を設置する場合は、「特定施設の設置の届出」が必要です。

☞ 足立区 環境部 生活環境保全課 公害規制係
TEL 03-3880-5304（直通）

大気汚染防止法

一定規模以上のばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設を設置または変更する場合は、「ばい煙発生施設の設置の届出」が必要です。

☞ 東京都 環境局 環境改善部 大気保全課
TEL 03-5321-1111（代表）

水質汚濁防止法

工場・事業場から公共用水域へ汚水を排出する場合、汚水発生施設（特定施設）を有するものは、「特定施設の設置の届出」が必要です。

☞ 東京都 環境局 自然環境部 水環境課
TEL 03-5321-1111（代表）

下水道法

工場・事業場から公共下水へ汚水を排出するものは、「特定施設の設置等の届出」が必要です。

☞ 東京都 下水道局 東部第二下水道事務所
TEL 03-5680-1268（代表）

悪臭防止法

全ての事業場には悪臭の規制がかかります。届出制度はありません。

☞ 足立区 環境部 生活環境保全課 公害規制係
TEL 03-3880-5304（直通）

建築基準法

建築基準法の規定により、用途地域ごとに建築物の制限があります。業態や規模によっては工場・指定作業場を設置できないことがあります。事前に調査のうえで、建築確認を受けてください。

☞ 足立区 建築室 建築審査課
TEL 03-3880-5111（代表）

資料 ① 業種分類表

総務省：日本標準産業分類（平成14年3月改訂）を基本として作成

大分類	中 分 類
F 製造業	09－食料品製造業 10－飲料・たばこ・飼料製造業 11－繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く） 12－衣服・その他の繊維製品製造業 13－木材・木製品製造業（家具を除く） 14－家具・装備品製造業 15－パルプ・紙・紙加工品製造業 16－印刷・同関連業 17－化学工業 18－石油製品・石炭製品製造業 19－プラスチック製品製造業 20－ゴム製品製造業 21－なめし革・同製品・毛皮製造業 22－窯業・土石製品製造業 23－鉄鋼業 24－非鉄金属製造業 25－金属製品製造業 26－一般機械器具製造業 27－電気機械器具製造業 28－情報通信機械器具製造業 29－電子部品・デバイス製造業 30－輸送用機械器具製造業 31－精密機械器具製造業 32－その他の製造業（貴金属・宝石製品・楽器・がん具・運動用具・ペン・鉛筆・絵画用品・ その他の事務用品・装身具・装飾品・ボタン・漆器・畳 傘等生活雑貨製品・武器）
G 電気・ガス・熱供給水道業	33－電気業 34－ガス業 35－熱供給業 36－水道業
H 情報通信業	37－通信業 38－放送業 39－情報サービス業 40－インターネット附随サービス業 41－映像・音声・文字情報制作業
I 運輸業	42－鉄道業 43－道路旅客運送業 44－道路貨物運送業 45－水運業 46－航空運輸業 47－倉庫業 48－運輸に附随するサービス業
J 卸売・小売業	49－各種商品卸売業 50－繊維・衣服等卸売業 51－飲食料品卸売業 52－建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 53－機械器具卸売業 54－その他の卸売業 55－各種商品小売業 56－織物・衣服・身の回り品小売業 57－飲食料品小売業 58－自動車・自転車小売業 59－家具・じゅう器・機械器具小売業 60－その他の小売業
K 金融業・保険業	61－銀行業 62－協同組織金融業 63－郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関 64－貸金業、投資業等非預金信用機関 65－証券業、商品先物取引業 66－補助的金融業、金融附帯業 67－保険業
L 不動産業	68－不動産取引業 69－不動産賃貸業・管理業
M 飲食店、宿泊業	70－一般飲食店 71－遊興飲食店 72－宿泊業
N 医療、福祉	73－医療業 74－保健衛生 75－社会保険・社会福祉・介護事業
O 教育、学習支援業	76－学校教育 77－その他の教育、学習支援業
P 複合サービス事業	78－郵便局 79－協同組合（他に分類されないもの）
Q サービス業	80－専門サービス業 81－学術・開発研究機関 82－洗濯・理容・美容・浴場業 83－その他の生活関連サービス業 84－娯楽業 85－廃棄物処理業 86－自動車整備業 87－機械等修理業 88－物品賃貸業 89－広告業 91－政治・経済・文化団体 92－宗教 94－外国公務
S 分類不能の産業	99－分類不能の産業

資料② 有害ガス

別表第3 (条例第2条関係)

1	弗素及びその化合物	22	トリクロロエチレン
2	シアン化水素	23	テトラクロロエチレン
3	ホルムアルデヒド	24	ピリジン
4	メタノール	25	酢酸メチル
5	イソアミルアルコール	26	酢酸エチル
6	イソプロピルアルコール	27	酢酸ブチル
7	塩化水素	28	ヘキサン
8	アクロレイン	29	スチレン
9	アセトン	30	エチレン
10	塩素	31	二硫化炭素
11	メチルエチルケトン	32	クロルピクリン
12	メチルイソブチルケトン	33	ジクロロメタン
13	ベンゼン	34	1,2-ジクロロエタン
14	臭素及びその化合物	35	クロロホルム
15	窒素酸化物	36	塩化ビニルモノマー
16	トルエン	37	酸化エチレン
17	フェノール	38	砒素及びその化合物
18	硫酸 (三酸化いおうを含む。)	39	マンガン及びその化合物
19	クロム化合物	40	ニッケル及びその化合物
20	キシレン	41	カドミウム及びその化合物
21	塩化スルホン酸	42	鉛及びその化合物

資料③ 有害物質

別表第4 (条例第2条関係)

1	カドミウム及びその化合物	15	1,1-ジクロロエチレン
2	シアン化合物	16	1,2-ジクロロエチレン
3	有機燐化合物 (パラチオン、メチル パラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る。)	17	1,1,1-トリクロロエタン
4	鉛及びその化合物	18	1,1,2-トリクロロエタン
5	六価クロム化合物	19	1,3-ジクロロプロペン
6	砒素及びその化合物	20	チウラム
7	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	21	シマジン
8	アルキル水銀化合物	22	チオベンカルブ
9	ポリ塩化ビフェニル	23	ベンゼン
10	トリクロロエチレン	24	セレン及びその化合物
11	テトラクロロエチレン	25	ほう素及びその化合物
12	ジクロロメタン	26	ふっ素及びその化合物
13	四塩化炭素	27	塩化ビニルモノマー (別名 クロロ エチレン)
14	1,2-ジクロロエタン	28	1,4-ジオキサン

資料④ 適正管理化学物質

施行規則 別表第11 (施行規則第51条関係)

1	アクロレイン	31	スチレン
2	アセトン	32	セレン及びその化合物
3	イソアミルアルコール	33	チウラム
4	イソプロピルアルコール	34	チオベンカルブ
5	エチレン	35	テトラクロロエチレン
6	塩化スルホン酸	36	1,1,1-トリクロロエタン
7	塩化ビニルモノマー	37	1,1,2-トリクロロエタン
8	塩酸	38	トリクロロエチレン
9	塩素	39	トルエン
10	カドミウム及びその化合物	40	鉛及びその化合物
11	キシレン	41	ニッケル
12	クロム及び三価クロム化合物	42	ニッケル化合物
13	六価クロム化合物	43	二硫化炭素
14	クロルピクリン	44	砒素及びその無機化合物
15	クロロホルム	45	ポリ塩化ビフェニル
16	酢酸エチル	46	ピリジン
17	酢酸ブチル	47	フェノール
18	酢酸メチル	48	ふっ化水素及びその水溶性塩
19	酸化エチレン	49	ヘキサン
20	シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物)	50	ベンゼン
21	四塩化炭素	51	ホルムアルデヒド
22	1,2-ジクロロエタン	52	マンガン及びその化合物
23	1,1-ジクロロエチレン	53	メタノール
24	1,2-ジクロロエチレン	54	メチルイソブチルケトン
25	1,3-ジクロロプロペン	55	メチルエチルケトン
26	ジクロロメタン	56	有機燐化合物(EPNに限る。)
27	シマジン	57	硫酸
28	臭素化合物(臭化メチルに限る。)	58	ほう素及びその化合物
29	硝酸	59	1,4-ジオキサン
30	水銀及びその化合物		

資料 ⑤ 特定有害物質

施行規則 別表第 1 2 (施行規則第 5 3 条関係)

1	カドミウム及びその化合物	1 4	1, 1-ジクロロエチレン
2	シアン化合物	1 5	1, 2-ジクロロエチレン
3	有機燐(りん)化合物	1 6	1, 1, 1-トリクロロエタン
4	鉛及びその化合物	1 7	1, 1, 2-トリクロロエタン
5	六価クロム化合物	1 8	1, 3-ジクロロプロペン
6	砒(ひ)素及びその化合物	1 9	チウラム
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	2 0	シマジン
8	ポリ塩化ビフェニル	2 1	チオベンカルブ
9	トリクロロエチレン	2 2	ベンゼン
1 0	テトラクロロエチレン	2 3	セレン及びその化合物
1 1	ジクロロメタン	2 4	ほう素及びその化合物
1 2	四塩化炭素	2 5	ふっ素及びその化合物
1 3	1, 2-ジクロロエタン	2 6	塩化ビニルモノマー(別名 クロロエチレン)

資 料 ⑥ 指定作業場に係る「騒音」の規制基準

(条例第68条、別表第7 五)

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分					
	あてはめ地域	6 時 朝	8 昼間	19 夕	23 夜間	6	
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 A A 地 域 前号に接する地先及び水面	40	45	40	40		
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 (第1種区域を除く。) 第2種中高層住居専用地域 (第1種区域を除く。) 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 ※第1特別地域 無指定地域(第1、第3、 第4種区域を除く。)	45	50	45 20時	45		
第3種区域	近隣商業地域(第1特別地域を除く。) 商業地域(第1特別地域を除く。) 準工業地域(第1特別地域を除く。) ※第2特別地域 前号に接する地先及び水面	55	60	55	50		
第4種区域	工業地域(第1、第2特別地域を除く。) ※第3特別地域 前号に接する地先及び水面	60	70	60	55		

ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する**学校**、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する**保育所**(以下「保育所」という。)、**病院**、医療法第1条の5第2項に規定する**診療所**(患者の収容施設を有するものに限る。以下「診療所」という。)、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する**図書館**(以下「図書館」という。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する**幼保連携型認定こども園**(以下「認定こども園」という。)の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内(第1特別地域、第2特別地域及び第3特別地域を除く。)の工場又は指定作業場 当該値から5デシベルを減じた値を適用する。

2 騒音規制法第3条第1項の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場のうち同法第2条第2項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場 第81条第3項(第82条第2項において準用する場合を含む。)において適用する場合を除き、適用しない。

備 考

- 1 デシベルとは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。以下騒音に関して同じ。
- 2 騒音の測定は、計量法第 71 条に規定する条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性（F A S T）を用いることとする。
- 3 騒音の測定方法は、日本工業規格 Z 8731 に定める騒音レベル測定方法により、騒音の大きさの値は、次に定めるところによる。
 - （1） 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - （2） 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - （3） 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、指示値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
 - （4） 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。

※特別地域とは、2 段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲 30m 以内の範囲をいう。

資料 ⑦ 指定作業場に係る「振動」の規制基準

(条例第 6 8 条別表第 7 の 6)

区 域 の 区 分		敷地の境界における振動の大きさ			
		時 間 の 区 分			
	あてはめ地域	8 時	昼間	19 時	夜間
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		6 0	5 5	20 時
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		6 5	6 0	

ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内の工場又は指定作業場：当該値から5デシベルを減じた値を適用する。
- 2 振動規制法第3条第1項の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場のうち同法第2条第2項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場：第 81 条第3項(第 82 条第2項において準用する場合を含む。)において適用する場合を除き、適用しない。
- 3 国又は地方公共団体その他の公共団体が工場又は指定作業場を集団立地させるため造成した用地内に設置されている工場又は指定作業場：適用しない。

備 考

- 1 デシベルとは、計量法別表第 2 に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。以下振動に関して同じ。
- 2 振動の測定は、計量法第 71 条に規定する条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。
- 3 振動の測定方法は、日本工業規格 Z 8735 に定める振動レベル測定方法により、振動の大きさの値は、次に定めるところによる。
 - (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔・百個又はこれに準ずる間隔・個数の測定値の 80 パーセントレンジの上端の数値とする。

資 料 ⑧ 指定作業場に係る「悪臭」の規制基準

(条例第68条別表第7の7)

区 域 の 区 分		悪臭原因物 である気体 で工場又は 指定作業場 から排出さ れるものに 係る当該工 場又は指定 作業場の敷 地の境界線 の地表にお ける悪臭の 許容限度	悪臭原因物である気体で工場又は指定作業場の煙突その他の気 体排出施設から排出されるものに係る当該工場又は指定作業場 の排出口における悪臭の許容限度					悪臭原因物 質である水 で工場又は 指定作業場 から排出さ れるものに 係る当該工 場又は指定 作業場の敷 地外におけ る悪臭の許 容限度
種 別	該 当 地 域		排出口の実高さが1 5メートル未満の 施設			排出口の実高さが1 5メ ートル以上の施設		
			排出口の口径 が0. 6メー トル未満の 場合	排出口の口 径が0. 6メ ートル以上 0. 9メール 未満の場合	排出口の口径 が0. 9メー トル以上の 場合	排出口の実 高さが周辺 最大建物の 高さの2. 5 倍未満の 場合	排出口の実 高さが周辺 最大建物の 高さの2. 5 倍以上の 場合	
第 1 種 区 域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 無指定地域（第2種区域及 種区域に該当する区域を除く。）	臭気指数 10	臭気指数 31	臭気指数 25	臭気指数 22	$q_t=275 \times Ho^2$	$q_t=357/F_{max}$	臭気指数 26
第 2 種 区 域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 前3号に掲げる地域に接 する地先及び水面	臭気指数 12	臭気指数 33	臭気指数 27	臭気指数 24	$q_t=436 \times Ho^2$	$q_t=566/F_{max}$	臭気指数 28
第 3 種 区 域	工業地域 工業専用地域 前2号に掲げる地域に接 する地先及び水面	臭気指数 13	臭気指数 35	臭気指数 30	臭気指数 27	$q_t=549 \times Ho^2$	$q_t=712/F_{max}$	臭気指数 29

<< 参考 >>

「指定作業場設置・変更」の届けをする場合は、次の各種法令について、事前に確認してください。

No.	主 な 確 認 事 項	該当する場合の相談先	備 考
1	条例 78 条・別表第 8 (位置の制限)に該当 (工場の周囲 100m以内に学校、病院等が存在)	区・生活環境保全課	条例 78 条但書き に注意
2	都市計画法第 11 条(都市施設)に基づく用途地 域の確認	区・建築調整課	
3	建築基準法第 48 条(用途地域の制限)の確認	区・建築審査課	
4	建築基準法(工場・事業場の新築又は増改築)に該当	〃	
5	建築基準法(建物の用途の変更)に該当	〃	
6	足立区特別工業地区建築条例に該当	〃	
7	建築基準法第 51 条(位置の制限) に該当	区・建築調整課	都計審の同意が 必要
8	工場立地法(敷地面積 9,000 m ² 以上又は建築面 積の合計が 3,000 m ² 以上)	都・産業労働局	
9	環境整備基準に該当	区・開発指導課	
10	福祉のまちづくり条例(面積 1,000 m ² 以上で、時 間貸し等を行う駐車場) に該当	区・障がい福祉課	
11	一廃の処理及び清掃に関する法律(業の許可)に該当	清掃協議会	
12	廃掃法(産廃の「業」と「処理施設」の許可、一 廃の「処理施設」の許可)に該当	都・環境局	
13	大気汚染防止法、水質汚濁防止法(特定施設)に該当	都・環境局	
14	ダイオキシン類対策特別措置法(火床面積 0.5 m ² 以上の焼却炉)に該当	都・環境局	
15	下水道法(下水道への排水の放流)に該当	都・下水道局	
16	危険物取締法に該当	都・消防署	(施設基準等)
17	毒物・劇物取締法及び薬事法に該当	都・福祉保健局	販売業・業務上取 扱者は区保健所
18	食品衛生法に該当	区・生活衛生課	(施設基準等)
19	クリーニング業法に該当	区・生活衛生課	(施設基準等)
20	水道法(10 m ³ を超える受水槽を有する事業場) に該当	区・生活衛生課	
21	敷地面積が 3,000 m ² 以上の土地改変に該当	都・環境局	
22	500 m ² 以上の駐車場を設置	区・交通対策課	
23	自動車の収容能力が 20 台以上の駐車場(公共施 設は全て)を新設・変更する場合	区・パークイノベーシ ョン推進課	

(注 1) 上記の他、労働安全衛生法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リ
サイクル法、ビル衛生管理法等の他の法律に該当する場合があるので、確認してくだ
さい。

(注 2) 「指定作業場設置・変更届の受理」は、いかなる場合も、上記法令等の規定に基づ
く責務を、免責するものではないので、注意してください。



お問い合わせは



**足立区環境部
生活環境保全課公害規制係**

**電話
03-3880-5304**

**FAX
03-3880-5604**

